

北上市告示乙第22号

北上市展勝地レストハウス条例第12条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和7年3月10日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 利用料金制度を行う施設の名称
北上市展勝地レストハウス
- 2 指定管理者
北上市立花14地割21番地1
株式会社展勝地
- 3 利用料金の適用開始期日
令和7年4月1日
- 4 承認する利用料金
施設利用者に対して次の料金を適用する。

区分	単位	利用料金
競技会、集会、その他の催しのため、全部又は一部を独占した使用	1件1日	9,160円
展示会、博覧会及び興行のため、全部又は一部を独占した使用	1件1日	15,270円
物品の販売、募金その他の商行為（第5条第1項第1号に掲げるものを除く。）	1人1日	610円
業（報道を目的とするものを除く。）としての写真の撮影	1件1日	2,030円
業（報道を目的とするものを除く。）としての映画又はテレビ等の撮影	1件1日	6,110円

※利用料金は消費税を含む

- 備考1 北上市展勝地レストハウス条例第5条第1項各号に掲げる行為に際し、レストハウスの電気を使用する場合は、区分ごとの使用料に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。
- 2 北上市展勝地レストハウス条例第5条第1項第1号の行為に際し、参加料、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合は、区分ごとの使用料を5倍した額とする。